

今月の

市からのお知らせ

- 福祉
- 暮らし
- 催し・講座
- スポーツ
- 相談
- 募集
- とまチョップポイント対象事業



※「市からのお知らせ」の本文中に記載されている元号については、平成31年以降の年も平成の元号で表示しています。

📄 平成30年度介護保険料について

📄 介護福祉課 ☎️ (32)6341

65歳以上の方の介護保険料決定通知を、6月中旬に発送しますので、ご確認ください
 基準額 70,296円(年額)

所得段階	対象者	算定式	保険料年額 (百円未満切り捨て)
第1段階	生活保護・中国残留邦人等支援給付の受給者または世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.45	31,600円
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯に全員が市町村民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	基準額×0.66	46,300円
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.75	52,700円
第4段階	第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.90	63,200円
第5段階	同じ世帯に市町村民税課税者がある 本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	基準額×1.00	70,200円
第6段階	第4段階に該当しない方	基準額×1.20	84,300円
第7段階	本人の合計所得金額(※1)が120万円未満の方	基準額×1.30	91,300円
第8段階	本人の合計所得金額(※1)が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.50	105,400円
第9段階	本人の合計所得金額(※1)が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.70	119,500円
第10段階	本人の合計所得金額(※1)が300万円以上350万円未満の方	基準額×1.90	133,500円
第11段階	本人の合計所得金額(※1)が350万円以上500万円未満の方	基準額×2.00	140,500円
第12段階	本人の合計所得金額(※1)が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.10	147,600円
	本人の合計所得金額(※1)が600万円以上の方		

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除額などの必要経費を差し引いた額です。ただし土地売却などにより譲渡所得の特別控除がある場合は、合計所得金額からその控除額を除いた額となります
 ※2 ※1の合計所得金額から年金所得額を除いた額となります

📄 介護保険料の減額について

☎️ 介護福祉課 ☎️ (32)6341
 介護保険料の支払いが困難で、次の要件を全て満たす方●保険料所得段階が第1段階以外の方●世帯の年間収入の合計額および預貯金額が、それぞれ140万円以下(1人世帯の場合。以降1人増えることに60万円加算 ●居住以外の不動産を所有していない(固定資産税評価額100万円以下は除く) ●別世帯課税者の税の扶養

親族または医療保険の被扶養者になっていない ● 介護保険料を滞納していない
 申請期間 6月14日(木)～7月2日(月)
 必要書類 ● 6月中旬発送予定の介護保険料決定通知または納入通知書兼納付書 ● 平成29年の世帯全員の収入が分かる年金振込通知書、年金支払通知書、源泉徴収など ● 世帯全員の預貯金通帳 ● 世帯全員の印鑑 ● 申請者のマイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)
 詳細は介護福祉課 ☎️ (32)6341

福祉

広告